

第 172回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第172回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和5年2月10日（金）午後1時32分～午後3時55分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 第一会議室

3 議題

午後 1 時32分開会

○高橋委員長 それでは、第172回の審査委員会を開きます。御多忙のところ、また東京はうっすらと雪が積もっておりますが、足元のお悪い中を御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日もウェブ会議とリアルの出席の併用という方式です。

本部には、土屋委員、永淵委員及び私、高橋が会場に来ております。現在、9名全員の参加ですので、定足数は満たしております。

○事務局 事務局の諏訪でございます。よろしくお願いいたします。

審査委員会を始める前に、新たな委員の御紹介をさせていただきたいと思っております。

竹内委員が退任されまして、今回新たに新河隆志委員が委員に加わっていただくことになりました。新河先生、もしよろしければ御挨拶いただければと思っておりますが、お願いできますでしょうか。

○新河委員 本年の1月10日付で最高検に異動になりました検事の新河隆志と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋委員長 こちらこそよろしくお願いいたします。

○石塚法務室長 じゃ、事務局からは以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

繰り返しになりますが、9名全員御出席でございます。

それでは、配布資料の確認を事務局からお願いします。

○事務局 それでは、事務局から資料の確認をいたします。

本日の審議予定は8件となります。1件すみません、招集通知が届きませんでしたので、8件となりました。審議順に令和4年審第23号、それから18号、20号、22号、24号、25号、21号、19号、それぞれの各資料と、あと審23号につきまして追加で資料5-2としてお送りしております。よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 それでは、資料の順番と違いますが、当事者、出席予定の令和4年審第23号の審議からお願いいたします。事案の説明を室長からお願いいたします。

○石塚法務室長 令和4年審第23号について申し上げたいと思っております。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第23号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、議決書の作成になるのですが、オンラインでございますので、オンラインで参加の委員の方々には、議決書の写しを添付した同意書を送付、郵送いたします。その同意書へ署名押印して返送していただく、これをもって議決書への署名応援に代えさせていただくという、そういう例になっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次が令和4年審第18号でございます。資料2ということでございます。

室長、説明をお願いします。

○石塚法務室長 令和4年審第18号の件です。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第18号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 ありがとうございます。

では、これも同意書で扱わせていただきます。

続けて、別件に入ります。

令和4年審第22号になりますが、説明をお願いいたします。

○石塚法務室長 それでは、令和4年審第22号でございます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第22号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、2年ということで議決書を作成いたします。

本来、休憩を取るべきかもしれませんが、少し案件が押しておりますので。

それでは、次が資料6でいいんですか。先ほど冒頭に5をやりましたので。

審第24号、資料6でございます。室長から説明をお願いいたします。

○石塚法務室長 では、令和4年審第24号です。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第24号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 ありがとうございます。

では、これも議決書はそのとおり、従来どおりさせていただきます。

次が審第25号ですね。説明をお願いいたします。

○石塚法務室長 令和4年審第25号です。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第25号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長

資料8です。審第21号、説明をお願いいたします。

○石塚法務室長 では、令和4年審第21号でございます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第21号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

それでは、次回以降の予定についてお願いします。

○事務局 今後の予定について御案内いたします。

3月の審査委員会は、3月10日金曜日、午後1時半からを予定しております。

審議いただく案件は、本日の繰越し分として。

○高橋委員長 1件ですね。

○事務局 新たに新件を3件予定しております。一応形式的ですが、当日は先ほどの2件と合わせて6件ということになります。よろしくをお願いいたします。

また、資料につきましては準備ができ次第、招集通知と併せて御郵送いたしますので、御確認をお願いいたします。

○高橋委員長 それでは、本日の議事はこれで終了いたします。どうもありがとうございます。

午後3時55分閉会